

決算審査特別委員会意見書

今回審査した令和元年度決算は、復興・創生期間の4年目として重要な一年であることを踏まえ、復興の加速と福島ならではの地方創生に向けて全力で取り組むため編成された当初予算に加え、令和元年東日本台風による災害からの復旧や新型コロナウイルス感染症対策等に対処するため10度の補正を行い、依然として大きな財政規模であった。

本委員会は、当該予算の趣旨を踏まえ、復興・創生のための事業が迅速かつ適切に執行され、併せて行財政の円滑な運営と経営健全化が図られているかなどの観点から審査を行った。その結果、令和元年度の予算執行は、普通会計、企業会計とも、議会の議決の趣旨に沿い、おおむね適正に執行されたものと認められる。

なお、各会計において、改善または検討を必要とする事項は次のとおりである。

◎普通会計について

本県では厳しい財政状況が続いており、「復興計画（第3次）」及び「ふくしま創生総合戦略」の推進とともに行財政の円滑な運営を図っていくため、次の事項に留意の上、事務事業に取り組むべきである。

1 財源の確保について

- (1) 一般財源総額の確保が予断を許さない状況にある中、復興と地方創生に係る多様かつ膨大な財政需要等に対応するため、引き続き「原子力災害等復興基金」を始めとした各種基金を有効活用するなど、必要な財源の確保に努めること。
- (2) 県税においては、前年度と比較して収入未済が増加しており、未済額全体に占める割合も高いことから、税負担の公平性を維持し財源を適正に確保するため、滞納の実態に応じた適切で効果的な徴収対策を講じ、収入未済の縮減を積極的に図ること。

また、税以外の収入においては、新たな収入未済の発生防止を図るとともに、適正な債権管理と積極的な徴収対策を講じ収入の確保に努めること。

2 事業執行について

- (1) 復興・創生に向けた事業を中心に繰越額や不用額が多額に上っているが、繰越額については、復興・創生期間中に事業の完了を目指したところ、令和元年東日本台風の災害対応等により増加したものである。

的確な予算編成の下、より計画的な事業管理及び執行を図り、繰越額及

び不用額の縮減に努めること。

- (2) 不適切な事務処理の発生防止のため、管理職も含めた職層別・業務別の研修体系の構築など財務事務研修を更に充実させ、職員全体の事務処理能力の向上を図ること。さらに、事務事業の実施に当たっては、発生し得る事務上のリスクを各所属内で十分に分析・評価し、発生頻度や損害の程度などに応じて対策を講じるなど、組織的なチェック体制の強化を図ること。今後は内部統制の実効性を確保し、引き続き県民に信頼される行政運営の確立に努めること。
- (3) 庁舎や学校等は、日常的な使用に加え災害時の拠点ともなることから、中長期的な視点から効果的・効率的な修繕等による維持管理を行うこと。

3 業務執行体制について

復興・創生期間における取組等の中で生じる様々な課題に迅速かつ的確に対応するため、専門職を含めた必要な人員確保に努め、引き続き、職員の健康に配慮しつつ、業務量を考慮した適正な配置を図るとともに、職員の資質向上に必要な研修機会を確保するなど、業務執行体制の充実・強化に努めること。

◎工業用水道事業会計について

施設の計画的な改築・更新と給水収益の確保に努めてきたものの、令和元年東日本台風災害対応経費や減価償却費などの費用の増加により、単年度収支は赤字となっている。工業用水道施設・設備の更新や修繕等に伴う多額の資金需要が今後も継続して見込まれることから、更なる経営の合理化・効率化を推進しながら、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 好間工業用水道については、多くの未売水を抱え、一般会計からの補填を受けるなど厳しい経営状況が続いているが、工業用水の利用を予定している企業と新規給水契約を締結したことにより、未売水の解消が見込まれる状況となったため、事業開始時に締結した覚書に基づくいわき市への事業譲渡に向け、具体的な協議を進めること。
- 2 相馬工業用水道については、給水能力増強工事が立地予定企業の計画変更等による給水需要の減により中断を余儀なくされており、当該工事により敷設した配水管の費用負担が経営に影響を及ぼしていることから、関係部局と連携し企業誘致を進めるなど収益確保に向けた対策を適切に講じることにより、今後の経営の健全化に努めること。

- 3 工業用水道施設・設備の整備については、引き続き良質な工業用水の安定供給に努めるとともに、より災害に強い施設となるよう、工業用水道事業中長期計画に基づいた管路の複線化や老朽施設の改築などの着実な実施に努めること。

◎地域開発事業会計について

本事業による本県への企業立地は、雇用創出等をもたらすことにより地域の振興及び経済の発展に貢献してきた。一方で、企業債償還財源を確保するため一般会計からの繰入を行うなどの厳しい経営状況を踏まえ、次の事項に留意の上、事業運営に取り組むべきである。

- 1 未分譲地については、企業の設備投資情報等を積極的に収集し、関係機関との連携を一層強化しながら、福島復興再生特別措置法に基づく重点推進計画の具体化の一環として、新しい産業基盤の構築を通じて企業誘致を行い早期分譲に努めること。
- 2 企業債の償還にあたっては、未分譲地の早期分譲による収益確保や経営効率化などによる費用削減を徹底することにより、一般会計からの繰入額の圧縮に努めること。
- 3 企業局事業見直し実行計画による検討の結果として本事業を廃止する場合には、資産について、その価値を踏まえた売却や譲渡ができるよう、関係機関等との協議・調整に努めること。

◎県立病院事業会計について

固定資産の売却により累積欠損金が減少するなど一定の経営改善は見られるが、入院収益の減少等により収支差補填額が増加するなど依然として厳しい経営状況が続いている。そのため、「新たな県立病院改革プラン」に基づき、経営改善に資する具体的な施策を実施しながら、県民や地域に期待され、信頼される医療機関として良質な医療の提供と健全な病院経営を実現するよう、次の事項に留意の上、取り組むべきである。

- 1 中山間地域の救急医療等の提供、先進的な精神科医療及び避難地域の復興・創生を支える安心な医療の提供など、県立病院に求められる政策医療の役割を踏まえ、県立医科大学を始め関係機関と十分に連携し、医療従事者の安定的確保を図り、質の高い医療の提供に努めること。

また、収益の確保や費用削減の徹底による経営効率化のほか、未利用財産の売却などによる累積欠損金の削減に努めること。

- 2 個人に係る医業未収金については、訪問徴収の実施や弁護士法人への回収委託等により減少しているが、未収金の早期回収に組織的に取り組むとともに、新たな未収金の発生防止に努めること。
- 3 ふたば医療センター附属病院及び同附属ふたば復興診療所については、関係機関との連携協力の下、帰還した住民等が安心して生活できる医療環境の整備に努めること。
また、休止中の大野病院については、発災等による被害状況の詳細が判明していない施設・設備の現状把握に努めること。